弥富市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市が設置し、管理する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、市民等の権利利益を保護するとともに、市内における犯罪及び事故を未然に防止し、安全で安心して暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　防犯カメラ　犯罪の予防を目的として市が設置する撮影装置であって、撮影した画像の表示及び記録する機能を有するものをいう。

(2)　画像　防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

(3)　市民等　市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し又は市内を通過する者をいう。

（管理者及び管理責任者の設置）

第３条　防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用を図るため、管理者及び管理責任者（以下「管理者等」という。）を置く。

２　管理者は、防犯カメラに関する職務に従事する職員をもって充てる。

３　管理責任者は、管理者の所属する長をもって充てる。

（個人情報保護条例の遵守）

第４条　管理者等は、この要綱に定めるもののほか、弥富市個人情報保護条例（平成１５年弥富市条例第１７号）に規定する事項を遵守し、個人情報の保護のため適切な措置を講じなければならない。

（管理者等の秘密保持義務）

第５条　管理者等は、画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（防犯カメラの運用）

第６条　管理者等は、防犯カメラの運用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　防犯カメラによる撮影範囲が、最も適切な範囲となるよう調整すること。

(2)　防犯カメラを設置場所内の見やすい場所に、防犯カメラが作動している旨を表示するものとする。

（稼働時間）

第７条　防犯カメラの稼働時間は、２４時間とする。

（記録媒体の管理）

第８条　画像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）を保管する期間は、当該画像が記録されたときから起算して７日以内とし、当該期間を経過した後は、管理者等は、速やかに、これを消去するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

２　管理者等は、記録媒体を保管するときは、当該画像の編集又は加工することなく、撮影時の状態のままで保管しなければならない。

３　管理者等は、画像の複製又は印刷をしてはならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

４　管理者等は、前３項に定めるもののほか、画像及び記録媒体について、流失、漏えい、盗難、紛失その他の事故（以下「画像等の流出等」という。）が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

５　管理者等は、画像等の流出等があったときは、速やかに、これを市長に報告しなければならない。

（画像情報の提供の制限）

第９条　管理者等は、記録媒体を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合で、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1)　犯罪捜査を目的として、捜査機関から文書により提供を求められたとき。

(2)　法令に基づき、文書により提供を求められたとき。

(3)　市民等の生命又は身体に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。

２　管理者等は、画像情報の提供を行うときは、画像情報提供記録簿（別記様式）に記録しなければならない。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

別記様式（第９条関係）

データ提供記録簿

提供日時	平成　　年　　月　　日
提供先	
提供理由	
提供データの期間及び時間帯	Ｈ　．　／　　：～Ｈ　．　／　　：
返却予定日	平成　　年　　月　　日
その他の事項	